



鳥取県公報

平成 31 年 2 月 1 日 (金)
第 9 0 7 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (36) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による施術者の指定 (37) (〃) 2
	平成31年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度 (38) (森林づくり推進課) 2
	土地改良区の役員の就退任 (39) (東部農林事務所) 3
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) 4
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (鳥取県立中央病院) 6
	落札者の決定 (鳥取県立厚生病院) 9

告 示

鳥取県告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
坂口内科	米子市尾高町112	平成30年12月29日
医療法人 中西医院	境港市上道町723	〃
細川内科胃腸科医院	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬611-1	平成30年12月31日

鳥取県告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	施術所の名称	所在地	指定年月日
矢倉 淳也	ほのぼの治療院	米子市葭津530	平成30年12月28日

鳥取県告示第38号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、保安林の平成31年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成31年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

同 一 の 単 位 と さ れ る 保 安 林			皆伐面積の限度 (ヘクタール)
指定目的	単位区域名	所 在 場 所	
水源の涵養 ^{かん}	鳥取地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	937.37
	八頭地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	2,919.29
	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	1,770.61
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	799.29
	日野地区	日野郡日南町及び日野町	1,753.79
土砂の流出の 防備	鳥 取	鳥取市	199.78
	米 子	米子市	0.24

	倉 吉	倉吉市	62.08	
	岩 美	岩美郡岩美町	105.00	
	若 桜	八頭郡若桜町	16.10	
	智 頭	八頭郡智頭町	15.26	
	八 頭	八頭郡八頭町	21.64	
	三 朝	東伯郡三朝町	52.98	
	湯 梨 浜	東伯郡湯梨浜町	38.04	
	琴 浦	東伯郡琴浦町	51.02	
	北 栄	東伯郡北栄町	0.14	
	大 山	西伯郡大山町	51.83	
	南 部	西伯郡南部町	7.16	
	伯 耆	西伯郡伯耆町	14.29	
	日 南	日野郡日南町	4.18	
	日 野	日野郡日野町	16.59	
	江 府	日野郡江府町	4.56	
干害の防備	高 路	鳥取市高路	6.69	
	赤 波	鳥取市用瀬町赤波	1.56	
	水 谷	鳥取市鹿野町水谷	0.51	
	本 宮	米子市淀江町本宮	1.08	
	志 津	倉吉市志津	0.30	
	栗 尾	倉吉市栗尾	1.82	
	大 原	倉吉市大原	0.68	
	長 谷	岩美郡岩美町大字長谷	4.16	
	喜 才 谷 山	八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0.40	
	明見谷東平	八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0.44	
	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	0.96	
	槻 下	東伯郡琴浦町大字槻下	0.10	
	金 屋	東伯郡琴浦町大字金屋	0.68	
	杉 地	東伯郡琴浦町大字杉地	0.66	
	大 谷	東伯郡北栄町大谷	1.48	
	孝 靈 山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝靈山	14.42	
	法 勝 寺	西伯郡南部町法勝寺	0.44	
	大 谷 奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0.08	
	公衆の保健	東 部 地 区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	91.45
		中 部 地 区	倉吉市及び東伯郡	34.36
西 部 地 区		米子市、西伯郡及び日野郡	8.32	

鳥取県告示第39号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり飯盛山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成31年2月1日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した役員の氏名及び住所

理 事 西 尾 文 雄 鳥取市佐治町津無66

〃 西 尾 洋一郎 鳥取市佐治町津無454
〃 奥 田 博 美 鳥取市佐治町津無360
〃 下 石 謙 鳥取市佐治町畑228
〃 前 田 寛 文 鳥取市佐治町津無108
監 事 谷 上 正 樹 鳥取市佐治町余戸399
〃 植 木 好 美 八頭郡智頭町市瀬1225
平成30年3月29日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 西 尾 文 雄 鳥取市佐治町津無66
〃 西 尾 洋一郎 鳥取市佐治町津無454
〃 奥 田 博 美 鳥取市佐治町津無360
〃 下 石 謙 鳥取市佐治町畑228
〃 前 田 寛 文 鳥取市佐治町津無108
監 事 谷 上 正 樹 鳥取市佐治町余戸399
〃 植 木 好 美 八頭郡智頭町市瀬1225
平成30年3月30日就任 任期3年

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、平成30年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成31年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生予定数
陸上要員（男女）、海上要員（男子のみ）、航空要員（男子のみ）：合わせて50名程度
- 2 募集期間
平成31年2月4日（月）から同月18日（月）まで
- 3 試験種目
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 試験期日
平成31年2月23日（土）
 - (2) 試験場
陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）
- 5 合格発表予定日
試験実施日に示す日
- 6 採用予定時期
平成31年3月下旬又は4月上旬（詳細は、採用予定通知書で通知する。）
- 7 応募資格
採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 8 問合せ先

- (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
- (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
- 本部（0857-23-2251）
- 鳥取募集案内所（0857-26-4019）
- 倉吉地域事務所（0858-26-2900）
- 米子地域事務所（0859-33-2440）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成31年2月1日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成31年3月24日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6人
平成31年3月11日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
平成31年3月25日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成31年3月5日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃等 射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
平成31年3月12日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成31年3月19日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成31年3月26日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成31年3月26日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

- (1) 猟銃の操作
 - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - イ 猟銃の点検
 - ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
 - エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
 - ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
 - イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 12,300円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
 - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他
詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年2月1日

鳥取県立中央病院長 池 口 正 英

- 1 調達内容
 - (1) 借入物品等の名称及び数量
 - 借入物品 ノート型コンピュータ 220台
 - 購入物品 ソフトウェア 一式
 - (2) 借入物品等の仕様
入札説明書による。
 - (3) 借入期間
平成31年9月1日から平成35年8月31日まで
 - (4) 納入期限等
納入期限は、平成31年8月30日（金）とする。ただし、賃貸借料は平成31年9月1日から支払うものとする。
 - (5) 納入場所
入札説明書による。
 - (6) 入札書の記載方法
入札書に記載する金額（以下、「入札価格」という。）は、(1)に掲げる借入物品等の借入費用、導入設

定・設置費用、導入後4年間の保守費用及び借入期間終了後の作業等に要する費用（ハードディスクのデータ消去作業、撤去、搬出、処分等に要する費用を含む。）並びに(1)に掲げる購入物品等の購入費用、導入設定費及び導入後4年間の保守費用の借入期間中の総額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）を記載すること。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、入札書には賃貸借料と保守費用についてその内訳を明記すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されているものであること。
なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成31年2月8日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 平成31年2月1日（金）から同年3月13日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成31年2月1日（金）から同年3月13日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) この公告に示した物品等を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院医療情報管理室

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院医療情報管理室

電話 0857-26-2271（内線2792）

鳥取県立中央病院のメールアドレス chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成31年2月1日（金）から同月26日（火）までの間に鳥取県立中央病院のインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時期

平成31年2月1日（金）から同月26日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成31年3月13日（水）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）
鳥取県立中央病院7階 会議室1

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、1の(1)に係る納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成31年2月26日（火）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札

した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : leasing computer and software, 220 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM, 26 February, 2019

(3) Date and time for the submission of tenders : 2:00 PM, 13 March, 2019

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 12:00 PM, 13 March, 2019

(4) Please contact for the notice : Medical Information Management Division, Tottori Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex.2792

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年2月1日

鳥取県立厚生病院長 皆 川 幸 久

1 調達件名及び数量	鳥取県立厚生病院医薬品調達管理業務 一式
2 契約方式	総合評価一般競争入札
3 落札日	平成31年1月24日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社サンキ 広島県広島市西区草津港三丁目3-33
5 落札金額	14,385,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成30年12月4日
7 落札方式	総合評価落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立厚生病院事務局経営課 倉吉市東昭和町150